

2022年5月11日

(本店所在地)
大阪府東大阪市長田東三丁目3番32号
(本社事務所)
兵庫県尼崎市西向島町111番地の4
株 式 会 社 関 通
代表取締役社長 達 城 久 裕

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎開催場所の会場の駐車場には限りがありますので、ご来場の際には公共の交通機関をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。
- ◎当日は節電への取組みとして、当社関係者はクールビズにて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますよう、お願い申し上げます。
- ◎株主総会にご来場いただきました株主様に、お土産をご用意しておりませんので、ご了承賜りますよう、お願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kantsu.com/ir/>) に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。
- なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本提供書面に記載のもののほか、この「個別注記表」として表示すべき事項が含まれております。
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kantsu.com/ir/>) に掲載させていただきます。

＜新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対応について＞

【株主様へのお願い】

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、ご自身の体調をお確かめのうえ、くれぐれもご無理をなされませんようお願いいたします。

【ご来場される株主様へのお願い】

- ・ご来場の株主様におかれましてはマスクの持参・着用、消毒液の使用、入場前の検温について、ご協力をお願いいたします。マスク未着用の場合は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

【当社の対応について】

- ・株主総会の運営スタッフは、検温等の体調確認を行ったうえ、マスク着用で対応させていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
- ・受付の前後に体温を計測させていただきます。37.5℃以上の発熱が確認された場合は、ご入場をお断りさせていただきます。
- ・今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kantsu.com/ir/>) にてお知らせいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権行使は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年5月27日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時半）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年5月26日（木曜日）
午後6時00分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページのご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年5月26日（木曜日）
午後6時00分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第2号、第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

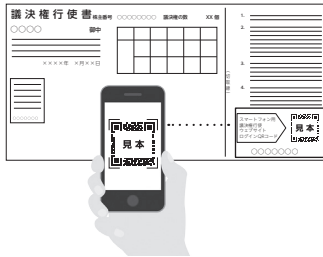
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

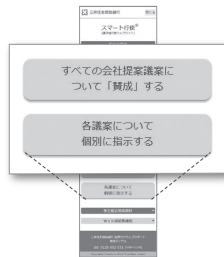
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

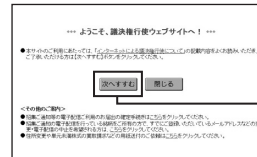
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

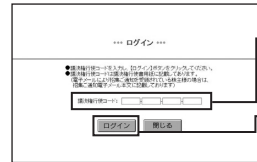
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時00分～午後9時00分)

(提供書面)

事業報告

(2021年3月1日から2022年2月28日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって経済活動の一部が制限を受ける状況が続き、2021年9月頃から国内における感染拡大が一旦収束する傾向が見られたものの、2022年1月からは再び感染拡大の傾向が顕著にあらわれ、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

当社と関わりの深い物流業界におきましては、昨年来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や感染再拡大懸念が継続する中、企業においてはEコマースによる商品販売やサービス提供に対する取組み強化が見られ、これらの傾向は当事業年度にわたって継続しました。

このような環境の下、当社におきましては、引続き物流センターの新設・増床により新規のお客様の受入れ体制を整備し、またSEO対策の一層の強化に取組む等、インターネットを通じた効果的なお客様の獲得に努めたほか、2022年2月期から2024年2月期までの中期経営計画の初年度として、「大型冷凍冷蔵倉庫の新設」、「ITベンダーとしての躍進」を中心とした、Eコマース市場の拡大に対応した成長戦略の遂行に努めました。

これらの結果、当事業年度の経営成績は、売上高10,099,035千円（前事業年度比6.0%増）、営業利益729,353千円（前事業年度比74.5%増）、経常利益687,830千円（前事業年度比79.4%増）、当期純利益463,987千円（前事業年度比63.9%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、各セグメントの売上高は外部顧客への売上高を表示し、セグメント損益は損益計算書における営業利益をベースとしております。

また、従来は報告セグメントを「物流サービス事業」とし、報告セグメントに含まれない事業セグメントを「その他」として、セグメント開示を行っておりましたが、「物流サービス事業」のうち、ソフトウエア販売・利用サービスについて、当事業年度から、「ITオートメーション事業」として、独立した報告セグメントとすることに変更しております。以下の前事業年度比較については、前事業年度の数値を変更後の区分に組み替えた数値で比較しております。

[従来の報告セグメント]

報告セグメントの名称	主なサービス
物流サービス事業	EC・通販物流支援サービス、楽天スーパーロジスティクスサービス、倉庫管理システム「クラウドトーマス」、チェックリストシステム「アニー」、受注管理代行サービス、物流コンサルティングサービス、サブリース等

(注) 上記のほか、報告セグメントに含まれない事業セグメントとして「その他」があり、外国人技能実習生教育サービス及びその他教育サービス等を含んでおります。

[変更後の報告セグメント]

報告セグメントの名称	主なサービス
物流サービス事業	EC・通販物流支援サービス、楽天スーパーロジスティクスサービス、受注管理代行サービス、物流コンサルティングサービス、サブリース等
ITオートメーション事業	倉庫管理システム「クラウドトーマス」、チェックリストシステム「アニー」、受注処理業務自動化システム「e.can」、RPA作成代行サービス「ippo!」等

(注) 上記のほか、報告セグメントに含まれない事業セグメントとして「その他」があり、外国人技能実習生教育サービス及びその他教育サービス等を含んでおります。

(物流サービス事業)

物流サービス事業におきましては、EC・通販物流支援サービスを中心に、引続き生産性向上のための改善活動に取組み、お客様満足度の向上を推進しました。一部のお客様の運賃契約切替え、及び当社による低採算取引の見直しに加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるお客様の出荷数の前期比減少により、一部の売上高が減少となった一方で、2021年4月に新設のEC通販物流センター（兵庫県尼崎市、総床面積約5,600坪）、及び2021年6月に新設のD2C物流センター（兵庫県尼崎市、総床面積約5,200坪）を中心に新規のお客様の導入を推進し、また、2022年2月に新設のEC通販物流センターの冷凍冷蔵倉庫、及び2022年2月に新設の東京主管センター（埼玉県新座市、総床面積約8,300坪）の新規のお客様獲得のため、SEO対策等のインターネットを通じた効果的なお客様の獲得を強化しました。

この結果、物流サービス事業に係る当事業年度の売上高は9,568,907千円（前事業年度比4.6%増）、セグメント利益は613,598千円（前事業年度比92.9%増）となりました。

(ITオートメーション事業)

ITオートメーション事業におきましては、倉庫管理システム「クラウドトーマス」について、新規のお客様獲得が堅調に推移し、加えてクラウドトーマスの導入に関連して物流業務の自動化機器の販売を実施し、また、サポート人員を強化する等のサポート体制の充実に取組み、販売強化の体制整備を推進しました。その他、チェックリストシステム「アニー」の契約社数に大きな増減はなかったものの、受注処理業務自動化システム「e.can」、RPA作成代行サービス「ippo!」はともに、受注件数が堅調に推移しました。

この結果、ITオートメーション事業に係る当事業年度の売上高は433,530千円（前事業年度比46.0%増）、セグメント利益は122,712千円（前事業年度比10.3%増）となりました。

(その他の事業)

その他の事業におきましては、外国人技能実習生教育サービスでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、ミャンマーにおける教育施設が営業停止となる等サービス提供ができない状況が続きましたが、その他教育サービスへの影響は限定的で、2020年12月にサービス提供を開始しました発達障がい者向け就労移行支援事業所を含め、売上高は堅調に推移しまし

た。

この結果、その他の事業に係る当事業年度の売上高は96,597千円（前事業年度比11.6%増）、セグメント損失は6,957千円（前事業年度は11,151千円のセグメント損失）となりました。

[2022年2月期 セグメント別経営成績]

(単位：千円、%)

セグメント区分		売上高			セグメント損益（営業損益）		
	サービス区分	実績	百分比	前期比 増減率	実績	営業 利益率	前期比 増減率
	EC・通販物流 支援サービス	9,393,087	93.0	4.7	－		
	受注管理業務 代行サービス	111,863	1.1	20.5	－		
	その他	63,955	0.6	△25.3	－		
物流サービス事業		9,568,907	94.8	4.6	613,598	6.4	92.9
ITオートメーション 事業		433,530	4.3	46.0	122,712	28.3	10.3
その他の事業		96,597	0.9	11.6	△6,957	－	－
セグメント合計		10,099,035	100.0	6.0	729,353	7.2	74.5

(注) 楽天スーパーロジスティクスサービスの売上高は、EC・通販物流支援サービスの売上高に含めて記載しております。

② 設備投資等の状況

当事業年度中において実施しました当社の設備投資の総額は1,513,517千円で、その主なものは次のとおりであります。

なお、設備投資等の額には、有形固定資産のほか、ソフトウェア、長期前払費用、敷金及び保証金を含んでおります。

当事業年度中に取得した主要設備

セグメントの名称	設置場所の名称	設備の概要	取得価額
物流サービス事業	当社 EC通販物流センター	冷凍冷蔵倉庫、自動倉庫等の設備	730,670千円
物流サービス事業	当社 東京主管センター	冷凍冷蔵倉庫等の設備、物流センター新設にともなう敷金	268,744千円
物流サービス事業	当社 D2C物流センター	物流センター新設にともなう敷金、ラック類、空調設備等	163,247千円

③ 資金調達の状況

2020年11月6日に発行した、第三者割当による第4回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権（停止指定条項付））の行使により651,158千円の調達を行いました。また、当社の所要資金として、金融機関より長期借入金として1,130,000千円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第33期 (2019年2月期)	第34期 (2020年2月期)	第35期 (2021年2月期)	第36期 (当事業年度) (2022年2月期)
売上高 (千円)	6,468,296	7,301,709	9,530,453	10,099,035
経常利益 (千円)	103,944	255,515	383,353	687,830
当期純利益 (千円)	78,583	170,505	283,015	463,987
1株当たり当期純利益 (円)	12.96	24.98	31.66	45.74
総資産 (千円)	5,327,225	6,420,488	7,532,989	9,484,642
純資産 (千円)	466,788	626,096	1,595,290	2,726,761
1株当たり純資産 (円)	68.39	91.74	167.12	265.71

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。また、小数点第2位未満は四捨五入で表示しております。
2. 当社は、2019年10月30日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っており、また、2021年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。第33期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、長年にわたる物流サービス事業で蓄積したノウハウを活かし、今後においても持続的な成長を遂げるため、次の事項に対処すべき課題と認識しております。

① 人材の獲得及び育成

当社の事業拡大には、優秀な人材の獲得が欠かせず、また、品質の維持向上には人材の育成が欠かせません。人材の獲得にあたっては、高校及び大学の卒業生を対象とした新卒採用に継続的に取組むことで、現場スタッフの人材確保及び本社機能の充実を図っており、引続き新卒採用を中心とした人材獲得に取組む方針です。

また、人材の育成面では、経営理念、会社の各種方針、及びルール等を記載した「経営計画書」に従業員に配布し、これに基づく勉強会を開催する等して会社の基礎となる事項の徹底を図るほか、長年の物流サービス事業で培ったノウハウを活用した当社独自の教育プログラムを計画的に実施しております。

人事評価制度においては、毎月の上司との面談等を通じて従業員の達成意欲の向上を促進するほか、パート従業員を含め、働きやすい労働環境の整備に努め、効率的に業務に取り組んでいただく環境を整え、その戦力化に努めております。

物流品質の維持向上には、教育プログラムを更新し、また、評価制度の充実を図ることで、高度化する顧客ニーズに対応した人材育成に取り組む方針です。

② 物流事業を中心とした新しいサービスの創出

BtoB及びBtoC市場ともに、物流業務の見直しを行う顧客が継続して存在する一方で、競合他社との競争環境は厳しさを増すことが予想されます。当社は、とりわけBtoC市場向けのニーズに対応したサービスを創出し、また、当社がこれまでのEC・通販物流支援サービスの提供で培った物流ノウハウ、作業ミスの予防や生産性の向上のために取組んだ改善ノウハウから生まれた倉庫管理システム「クラウドトーマス」及びチェックリストシステム「アニー」等のソフトウェアの提供を組合せる等により、新しい顧客獲得を推進しております。

2021年2月には、比較的規模の大きい物流センター向けに倉庫管理システム「クラウドトーマスPro」の提供を開始し、お客様が利用する基幹システム、物流自動化機器等との連携を容易にする環境を提供し、一層のお客様層の拡大に取り組んでおります。

③ 継続した改善活動による物流品質の維持向上及び新しいノウハウの蓄積

当社は、業務の効率化、品質の向上を目的とした環境整備活動を継続して実践しております。今後においても、これらの環境整備活動を継続し、主に物流サービス事業において、新しい概念を取り入れた活動の高度化を図り、また当社独自の、若しくは産学連携等による外部の知見に基づく効率化のための新しい設備の導入や改善活動等、持続的なコスト最適化、品質の向上及び新しいノウハウの蓄積に取り組む方針です。

(5) 主要な事業内容（2022年2月28日現在）

セグメントの名称	事業内容
物流サービス事業	EC・通販物流支援サービスを中心とした物流サービスの提供等。
ITオートメーション事業	倉庫管理システム「クラウドトーマス」を中心としたソフトウェアの提供等。
その他の事業	障がい児童向け放課後デイサービス、障がい者向け就労支援サービス、及び外国人技能実習生に対する日本語教育及び職業訓練サービスの提供等。

(6) 主要な事業所 (2022年2月28日現在)

区 分	名 称	所 在 地
事 務 所	関 西 本 社	兵 庫 県 尼 崎 市
	長 田 オ フ ィ ス	大 阪 府 東 大 阪 市
	東京支社／東京システム開発部	東 京 都 千 代 田 区
物 流 事 業 拠 点	関 西 主 管 セ ン タ ー	兵 庫 県 尼 崎 市
	E C 通 販 物 流 セ ン タ ー	兵 庫 県 尼 崎 市
	D 2 C 物 流 セ ン タ ー	兵 庫 県 尼 崎 市
	東 大 阪 主 管 セ ン タ ー	大 阪 府 東 大 阪 市
	東 大 阪 第 二 物 流 セ ン タ ー	大 阪 府 東 大 阪 市
	東 大 阪 通 販 物 流 セ ン タ ー	大 阪 府 門 真 市
	東 大 阪 E C 物 流 セ ン タ ー	大 阪 府 東 大 阪 市
	東 京 主 管 セ ン タ ー	埼 玉 県 新 座 市
	東 京 第 一 物 流 セ ン タ ー	埼 玉 県 和 光 市
	東 京 第 三 物 流 セ ン タ ー	埼 玉 県 新 座 市
	東 京 第 四 物 流 セ ン タ ー	埼 玉 県 和 光 市
教 育 事 業 拠 点	ハ ッ ピ ー テ ラ ス 俊 徳 道 教 室	大 阪 府 東 大 阪 市
	マ ー ブ ル 保 育 園	大 阪 府 東 大 阪 市
	デ ィ ー カ リ ア 東 大 阪 オ フ ィ ス	大 阪 府 東 大 阪 市

- (注) 1. 上記の物流事業拠点は、当社運営の主要な物流センターであり、お客様の物流センターにおける運営受託サービスの拠点、及び当社の業務委託先の物流センター等は含まれておりません。
2. 関西本社は2022年1月に、長田オフィスは2021年12月に、EC通販物流センターは2021年4月に、D2C物流センターは2021年6月に、東京主管センターは2022年2月に、それぞれ新設しております。
3. 2022年1月に、登記上の本店所在地を長田オフィスに変更し、また主要な本社機能は関西本社に移転しております。

(7) 従業員の状況 (2022年2月28日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
293名 (307名)	8名増 (9名減)	31.4歳	4.0年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間平均雇用人員（1日1人8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。
2. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（2022年2月28日現在）

借入先	借入金残高
株式会社紀陽銀行	1,451百万円
株式会社徳島大正銀行	605百万円
株式会社三菱UFJ銀行	587百万円
株式会社りそな銀行	531百万円
株式会社日本政策金融公庫	421百万円
株式会社商工組合中央金庫	229百万円
株式会社中国銀行	156百万円
株式会社滋賀銀行	155百万円
株式会社山陰合同銀行	149百万円
株式会社みずほ銀行	138百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

① 子会社の設立

当社は、2022年3月1日付で当社が議決権の100%を有する子会社として、株式会社関通ビジネスサービス（本店所在地：兵庫県尼崎市、代表者：達城利卓）を設立しました。

② 資本・業務提携

当社は、2022年4月14日付で、キャノンITソリューションズ株式会社との間で、資本提携及びITオートメーション事業における業務提携を行うことに合意し、資本業務提携契約書を締結しました。

内容の詳細につきましては、個別注記表の10. 重要な後発事象に関する注記をご参照ください。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（2022年2月28日現在）

① 発行可能株式総数 34,500,000株

(注) 2021年7月14日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施し、これにともなう定款変更により発行可能株式総数は同日より23,000,000株増加し、34,500,000株となっております。

② 発行済株式の総数 10,262,400株

(注) 1. 2021年7月14日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行済株式の総数は同日より6,823,500株増加しております。

2. 以降の注釈は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ表示しております。

3. 新株予約権の権利行使にともない、発行済株式の総数は701,550株増加しております。

4. 2021年5月26日開催の取締役会決議に基づき、当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2021年7月16日付で普通株式14,850株を発行しました。

③ 株主数 3,372名

④ 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ロジ・エステート株式会社	3,300,000株	32.16%
達 城 久 裕	1,206,120株	11.75%
楽天グループ株式会社	498,000株	4.85%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	259,600株	2.53%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	203,200株	1.98%
株 式 会 社 S B I 証 券	186,647株	1.82%
株 式 会 社 S B I ネ オ ト レ ード 証 券	151,900株	1.48%
達 城 利 卓	151,530株	1.48%
達 城 裕 佳	149,000株	1.45%
達 城 太 貴	146,950株	1.43%

(注) 持株比率は、自己株式（93株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	14,850株	6名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. (3) ⑦非金銭報酬等の内容」に記載しております。
2. 2021年5月26日開催の取締役会決議に基づき、当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2021年7月16日付で普通株式14,850株を発行しております。この譲渡制限付株式は、2021年7月16日から2024年2月期に係る定時株主総会終結の翌日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとされております。なお、株式数は2021年9月1日に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名		称	第2回新株予約権
発 行 決 議		日	2018年2月23日
新 株 予 約 権 の 数		2,025個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式303,750株 (新株予約権1個につき150株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払込は要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり金3,810円 (1株当たり金26円)	
権 利 行 使 期 間		2020年2月24日から2028年2月23日まで	
行 使 の 条 件		i 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当 会社及び当会社の関係会社の取締役、監査役、従業員の 地位にあることを要する。ただし、当会社取締役会が正 当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ii 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認 めないものとする。 iii その他新株予約権の行使の条件は、2018年2月28日開 催の臨時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新 株予約権者の間で締結する「株式会社関通 第2回新株 予約権割当契約書」に定めるところによる。	
役 員 の 取 保 有 状 況	締 役 (監査等委員を除く。)	新株予約権の個数 1,085個 目的となる株式数 162,750株 保有者数 5名	

- (注) 1. 当社に監査等委員でない社外取締役はおりません。
2. 上記のうち、取締役(監査等委員を除く。)1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
3. 2019年10月30日付で行った1株を50株とする株式分割、及び2021年9月1日付で行った1株を3株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	達 城 久 裕	
専 務 取 締 役	朝 倉 寛 士	物流事業統括担当
専 務 取 締 役	松 岡 正 剛	営業本部、教育事業本部担当
常 務 取 締 役	達 城 利 卓	経営企画本部担当
常 務 取 締 役	片 山 忠 司	管理本部担当
常 務 取 締 役	古 川 雄 貴	東京物流事業本部、情報システム本部担当
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	北 田 恭 平	北田公認会計士事務所 所長 株式会社アドバンス・アカウンティング 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	池 本 克 之	株式会社パジャ・ポス 代表取締役 チームシップ株式会社 代表取締役 特定非営利活動法人Are You Happy Japan 代表理事 しゃんと株式会社 代表取締役 株式会社シナジスタ 取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	草 深 多 計 志	A-WIND合同会社 代表社員 ドリームクロス株式会社 取締役 株式会社高滝リンクス倶楽部 取締役 SHホールディングス株式会社 代表取締役社長 GTech株式会社 代表取締役社長 デンタルサポート株式会社 代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	田 端 晃	弁護士法人田端綜合法律事務所 代表社員 エレコム株式会社 社外監査役 コーナン商事株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役（常勤監査等委員）北田恭平氏及び取締役（監査等委員）池本克之氏、草深多計志氏、田端晃氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、北田恭平氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、取締役（常勤監査等委員）北田恭平氏及び取締役（監査等委員）池本克之氏、草深多計志氏、田端晃氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役（監査等委員）田端晃氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（常勤監査等委員）北田恭平氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役（常勤監査等委員）稲垣茂氏は、2021年12月30日付で取締役（常勤監査等委員）を辞任しました。なお、退任時における重要な兼職はありません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（常勤監査等委員）北田恭平氏、取締役（監査等委員）池本克之氏、草深多計志氏及び田端晃氏との間において、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としております。ただし、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（監査等委員）が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	134 (-)	116 (-)	14 (-)	3 (-)	6 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	16 (16)	16 (16)	- (-)	- (-)	5 (5)
合計 （うち社外役員）	150 (16)	132 (16)	14 (-)	3 (-)	11 (5)

(注) 1. 上表には、2021年12月30日付で辞任により退任した監査等委員である社外取締役1名を含んでおります。

2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針

取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針について、取締役会において決議した内容は以下のとおりであります。

当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の額または算定方法の決定方針

取締役の報酬等の額または算定方法は、当社の中長期的な企業価値の向上を目的とし、競争力のある優秀な人材を確保・維持し、また、在任中の業務の執行に十分な能力を発揮できる各職責を踏まえた適正な報酬水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、及び業績連動報酬等、並びに非金銭報酬等としての株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役及び非業務執行取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うものとする。取締役の個人別の報酬等の額または算定方法の決定に当たっては、その過半数を独立社外取締役で構

成する指名報酬諮問委員会の答申を尊重して決定する。

□. 業績指標の内容、業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定方針

業績連動報酬等の算定に用いる業績指標は、取締役会で承認された中期経営計画または年度予算で示される売上高の成長性及び利益指標等を用いるものとし、具体的な指標については、中期経営計画または年度予算で重視される経営指標から選定する。

業績連動報酬等の額または数の算定方法は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の見込み額の合計額が業務執行取締役の個人別の取締役報酬の合計額の2割を超えない額を目安として決定する。

ハ. 非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額若しくは数または算定方法の決定方針

非金銭報酬は、ストックオプション、特定譲渡制限付株式その他の株式報酬制度から、業務執行取締役の非金銭報酬等として適切なものを選定し、非金銭報酬等の額または数の算定方法は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の見込み額の合計額が取締役の個人別の取締役報酬の合計額の2割を超えない額を目安として決定する。

二. 固定報酬等、業績連動報酬等または非金銭報酬等の額を取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

取締役の個人別の基本報酬は固定報酬とし、業績連動報酬及び非金銭報酬は、原則として業務執行取締役の個人別の取締役報酬の2割を上限とする。

ホ. 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定方針

取締役の基本報酬である固定報酬等は毎月一定の日に支給するものとし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等については、当社の中長期的な企業価値の向上の観点から、1年以上の期間を評価期間として決定する。

ヘ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部または一部を取締役に委任するときは、当該取締役の氏名または地位若しくは担当、委任する権限の内容、当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずるときは、その内容

取締役の個人別の報酬等の内容の決定は取締役会がこれを行い、取締役会はその決定の全部または一部を取締役に委任できない。ただし、取締役会による決定に当たっては、取締役会の諮問機関として、その過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬諮問委員会を設置したうえで、当該指名報酬諮問委員会に対して、取締役会に対する答申の権限を与える。

ト. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、当社の中長期的な企業価値の向上を目的とし、取締役の個人別の担当職務の内容、中期経営計画における役割、業績指標に与える影響度を総合的に勘案し、決定するものとする。

チ. その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

個人別の基本報酬の額は、当社の業績、取締役の個人別過年度実績、従業員に対する処遇との整合性を考慮し、それぞれの職務に応じて、代表取締役社長が各取締役との協議等に基づき草案を作成し、指名報酬諮問委員会に公正性に重点を置いた答申を求め、その結果を反映させた修正案を作成し、取締役会で審議、決定するものとする。

⑤ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

⑥ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、取締役賞与として支給するものとしております。業績連動報酬等（取締役賞与）の算定は、取締役会で承認された中期経営計画または年度予算で示される売上高の成長性及び利益指標等を用いるものとし、具体的な指標については、中期経営計画または年度予算で重視される経営指標より選定しております。

業績連動報酬等の額または数の算定方法は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の見込み額の合計額が業務執行取締役の個人別の取締役報酬の合計額の2割を超えない額を目安として決定するものとしております。ただし、業績が著しく悪化した場合、支給を行わないことがあります。

業績連動報酬等に係る指標は、取締役会で承認された中期経営計画または年度予算で示される売上高の成長性、営業利益及び自己資本当期純利益率等を基準としておりますが、当該指標を選択した理由は、当社の持続的な企業成長を促進し、一層の企業価値の向上につなげるためであります。業績連動報酬等の具体的な額は、前述のとおり、これを定めたルールを社内に整備しております。

当事業年度における取締役賞与の支給に係る業績基準は、2022年2月期（第36期）年度予算の売上高、営業利益の達成率、及び自己資本当期純利益率等を指標として使用しております。当事業年度における目標と実績は、次表のとおりです。

業績基準の指標	目標	実績
売上高	10,756百万円	10,099百万円
営業利益	670百万円	729百万円
[物流サービス事業] セグメント売上高	10,292百万円	9,568百万円
[物流サービス事業] セグメント利益	528百万円	613百万円
[ITオートメーション事業] セグメント売上高	349百万円	433百万円
[ITオートメーション事業] セグメント利益	130百万円	122百万円
自己資本当期純利益率	15.0%以上	21.5%

⑦ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は、当社の株式でありストックオプション、特定譲渡制限付株式その他の株式報酬制度から、業務執行取締役の非金銭報酬等として適切なものを選定しております。非金銭報酬等の額または数の算定方法は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の見込み額の合計額が業務執行取締役の個人別の取締役報酬の合計額の2割を超えない額を目安として決定するものとしております。ただし、業績が著しく悪化した場合、支給を行わないことがあります。

⑧ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

イ. 株主総会の決議の日
2019年5月29日

ロ. 内容の概要

取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額は、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）、監査等委員である取締役の報酬等の額は、年額50百万円以内としております。

ハ. 定めに係る員数

取締役（監査等委員を除く。）の員数は6名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

⑨ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

⑩ 社外役員が親会社等または親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑪ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（常勤監査等委員） 北田恭平氏は、北田公認会計士事務所の所長、株式会社アドバンス・アカウンティングの代表取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員） 池本克之氏は、株式会社パジャ・ポス、チームシップ株式会社及びしゃんと株式会社の代表取締役、特定非営利活動法人Are You Happy Japanの代表理事、並びに株式会社シナジスタの取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員） 草深多計志氏は、A-WIND合同会社の代表社員、ドリームクロス株式会社及び株式会社高滝リンクス倶楽部の取締役、並びにSHホールディングス株式会社、GTech株式会社及びデンタルサポート株式会社の代表取締役社長であります。ドリームクロス株式会社は保険代理店として当社と取引関係がありますが、保険契約はそれぞれの保険約款に基づく契約であり、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。当社とその他の兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員） 田端晃氏は、弁護士法人田端総合法律事務所の代表社員、エレコム株式会社の社外監査役及びコーナン商事株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等委員) 北 田 恭 平	2021年5月26日就任から当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに、また、監査等委員会10回のすべてに出席しました。 公認会計士としての専門的知見及び企業会計監査に関する豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、財務報告に係る内部統制構築にあたっての助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、専門的知見を活かし、当社の企業統治、内部統制及び内部監査の状況について、適宜必要な発言を行っております。加えて、指名報酬諮問委員会の委員長として2021年12月14日就任以降、当事業年度に開催された委員会1回に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 (監査等委員) 池 本 克 之	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに、また、監査等委員会13回のすべてに出席しました。 上場企業の代表取締役としての業務執行の経験を含め、長年にわたる経営者として企業経営及び企業統治に対する豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査等委員会において、当社の企業統治及び内部統制の状況、並びに内部監査の結果に対して、適宜必要な発言を行っております。加えて、指名報酬諮問委員会の委員として、2021年3月19日就任以降、当事業年度に開催された委員会5回のすべてに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員) 草 深 多 計 志	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに、また、監査等委員会13回のすべてに出席しました。 上場企業の代表取締役としての業務執行の経験を含め、長年にわたる経営者として企業経営及び企業統治に対する豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査等委員会において、当社の企業統治及び内部統制の状況、並びに内部監査の結果に対して、適宜必要な発言を行っております。加えて、指名報酬諮問委員会の委員として、2021年3月19日就任以降、当事業年度に開催された委員会5回のすべてに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

		出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	田 端 晃	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに、また、監査等委員会13回のすべてに出席しました。 弁護士としての専門的知見及び企業法務に関する豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、法令遵守体制構築にあたっての助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、専門的知見を活かし、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	稲 垣 茂	2021年12月30日付で辞任までの当事業年度に開催された取締役会13回のうち10回に、また、監査等委員会11回のうち9回に出席しました。 長年の監査経験から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を適宜行っておりました。また、監査等委員会において、当社の企業統治、内部統制、及び内部監査の状況について、適宜必要な発言を行っておりました。加えて、指名報酬諮問委員会の委員長として2021年3月19日就任以降、2021年12月30日に辞任するまでに開催された委員会5回のうち4回に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しておりました。

⑫ 役員等賠償責任保険契約の概要

被保険者の範囲	当社の取締役
内容の概要	・被保険者の実質的な保険料負担割合 保険料は当社がその全額を負担しております。 ・填補の対象とされる保険事故の概要 被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金および争訟費用、並びに被保険者に対してなされた損害賠償請求により被保険者が被った損害を会社が補償する場合、この会社補償についても補償されます。 ・当該役員等の職務の適正性が損なわれないための措置を講じている場合は、その措置の内容 被保険者が犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規制または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為等による被保険者の損害等は補償対象外としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をしました。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の再任の適否につきましては、每期遅くとも事業年度終了までに、監査等委員会が取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、また報告を受け、会計監査人の職務の遂行状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかについて検討します。その結果、再任が不適当と判断される場合には、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議するよう取締役会に請求します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議した内容は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス規程及び反社会的勢力排除規程により不正や反社会的行為を禁止し、公益通報取扱規程を定め法令等違反に係る内部通報窓口を整備しこれを周知する。
- (2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の継続的・持続的な推進に努める。
- (3) 外部の弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて随時法律相談可能な体制を整える。
- (4) 内部監査室が定期的に行う各部門監査の中で法令等遵守の状況に関する監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理等に関する基本的事項を文書等管理規程によって定める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報は、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を含む。）等の権限ある者が、その権限に応じて閲覧、複写が可能な状態で整理し、保存する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 法令等違反のリスクについては、コンプライアンス規程を制定し、法令違反の予防及び対応方法等の周知を図る。
- (2) 反社会的勢力の要求に対しては、所轄警察署及び弁護士等と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対処し、いかなる理由によっても反社会的勢力とは一切関係を持たない。
- (3) 事業の過程で発生する為替、債権回収、投資及び情報漏洩等に係るリスクについては、そのリスクの発生防止手続き、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法、是正手段等について個別に規程の制改定を推進する。
- (4) 自然災害、盗難等の事業の過程以外で発生する可能性のあるリスクについては、事業継続のための対応方針及びマニュアル等を策定し周知を図るほか、重要性に応じて当該リスクを軽減する物理的な予防措置を講じる。
- (5) 想定されるリスクに応じて合理的な範囲で損害保険契約を締結する等、リスク発生時の財政状態及び経営成績に及ぼす影響を最小限にとどめる措置を講じ、新たに想定されるリスクが発生した場合は、直ちにそのリスク管理について取締役会において協議し、必要な措置を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 各取締役の担当部門をあらかじめ決議し、各取締役の執行範囲を明確化する。
- (2) 職務権限規程において使用人への権限委譲を明確化し、取締役会規程及び稟議規程によって職務執行の手続き等を明確化する。
- (3) 取締役がその職務執行を効率的に行うことができるよう、業務の合理化に継続的に取り組む。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 関係会社管理を担当する部署を定め、当該部署の責任者は関係会社管理規程に基づく報告事項の報告を受け、必要に応じて関係会社に助言または指導を行う。
- (2) 関係会社管理規程及び職務権限規程によって、関係会社の職務の執行に係る重要事項の当社による承認事項を明確化し、関係会社に周知徹底する。
- (3) 子会社に対しては、役員のほか、必要に応じて重要な使用人を派遣し、企業集団全体での業

務の適正化を図る。

- (4) 金融商品取引法に基づき、財務報告に係る信頼性を確保するため、グループ企業各社は必要な内部統制システムを整備・運用する。また、当該内部統制システムの有効性を定期的に評価し、その評価結果を適時・適切に把握し、継続的な改善活動を行う。
- (5) 内部監査部門は、定期的または臨時に子会社に対する内部監査を実施し、企業集団全体での業務の適正化に資する。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人（補助使用人）に関する事項
監査等委員会から監査等委員会の職務に係る補助使用人の設置を求められた場合は、取締役会は監査等委員会の職務の重要性に鑑み、補助使用人の設置について、専任または兼任の別、及びその人員について決議する。
7. 補助使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人が設置された場合は、当該補助使用人の業務執行部門からの独立性に配慮し、監査等委員会による当該補助使用人に対する指示を尊重し、また当該人員の報酬または人事異動について、監査等委員会との協議の上、行うものとする。
8. 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人（子会社含む。）が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 当社の業績に著しい影響のある事項、法令違反等の不正行為、重要な会計方針の変更及びその他重要な取締役会決議事項等、監査等委員会監査に影響のある事項に関し、取締役または使用人は監査等委員会に直接若しくは監査等委員が出席する重要な会議等において報告するものとする。
 - (2) 前号の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないよう、適切な措置を講じる。
 - (3) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理については、監査等委員の職務の重要性を尊重し、合理的な範囲で監査等委員の請求に応じる。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会が、その職務を遂行するにあたり必要と認めた場合は、弁護士、公認会計士等の外部の専門家と連携をとることを認め、その実効性確保のための外部監査人及び内部監査室との連携について、これを推奨する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の方針に基づき、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めており、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

・コンプライアンスに関する取組み

当事業年度において、月1回の頻度で計12回のコンプライアンス委員会を開催し、当社の事業継続に重要な法令の遵守状況を定期的に確認するとともに、法令等に係る内部通報窓口、ハラスメント行為の相談窓口等に対する通報若しくは相談状況の報告を受け、法令等の遵守状況のモニタリング活動を実施し、コンプライアンス体制の継続的・持続的な推進に努めました。

- ・リスク管理に関する取組み

当社が営む事業は様々なリスクをとまっております。これらのリスクのうち、情報漏えい等のリスクについては、情報管理体制の継続的・持続的な体制の推進に努め、ISMSの維持審査を2021年1月に、プライバシーマークの更新審査を2021年2月に受け、当事業年度においてもそれぞれ情報セキュリティの確保、個人情報の保護に必要な措置を継続しました。

- ・内部監査に関する取組み

当事業年度は、引続き法令及び規程遵守の状況の監査に重点を置き、全部門・全拠点の内部監査を実施しました。内部監査に当たっては、内部監査のチェックリストを作成し、効率的かつ網羅的に実施し、不適合が発見された場合は、改善指示書によって改善を指示し、フォローアップ監査でその改善状況を確認しました。

- ・監査等委員会監査に関する取組み

監査等委員は、当事業年度において、原則としてその全員が取締役会及びコンプライアンス委員会に出席し、重要事項の審議に関して必要に応じて意見を述べるほか、監査等委員会を構成し、常勤の監査等委員による重要な決裁文書の閲覧、社内の重要な会議への出席、並びに取締役及び内部統制部門等に対する業務執行状況等の聴取等による監査の結果を共有し、また、会計監査人及び内部監査室との定期的な情報交換等をとおして、適正な監査意見の形成に努めました。

- ・企業集団における業務の適正を確保する取組み

当社は、2022年1月14日開催の取締役会において子会社の設立を決議し、2022年3月1日付で当社の完全子会社として、株式会社関通ビジネスサービスを設立しました。当該子会社の設立に当たりましては、関係会社管理規程に基づき役員を派遣し、当社グループのコーポレート・ガバナンス確保のため、内部統制システムの構築に関する基本方針、職務権限規程等の規程制定に取り組み、設立後に施行しております。

貸 借 対 照 表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,673,767	流 動 負 債	2,007,818
現 金 及 び 預 金	3,218,563	買 掛 金	303,249
電 子 記 録 債 権	196,539	1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	842,710
売 掛 金	940,263	リ ー ス 債 務	26,763
前 渡 金	99,347	未 払 金	177,849
前 払 費 用	209,775	未 払 費 用	18,644
そ の 他	23,315	未 払 法 人 税 等	176,742
貸 倒 引 当 金	△14,037	前 受 金	69,703
固 定 資 産	4,810,874	預 り 金	8,643
有 形 固 定 資 産	3,119,288	賞 与 引 当 金	38,088
建 物	1,101,005	役 員 賞 与 引 当 金	16,531
機 械 及 び 装 置	201,636	そ の 他	328,892
車 両 運 搬 具	8,322	固 定 負 債	4,750,062
工 具 器 具 備 品	216,318	長 期 借 入 金	4,076,578
土 地	1,125,087	リ ー ス 債 務	246,494
リ ー ス 資 産	264,660	資 産 除 去 債 務	229,315
建 設 仮 勘 定	202,256	そ の 他	197,674
無 形 固 定 資 産	295,173	負 債 合 計	6,757,881
ソ フ ト ウ エ ア	293,276	純 資 産 の 部	
そ の 他	1,896	株 主 資 本	2,726,761
投 資 そ の 他 の 資 産	1,396,412	資 本 金	785,299
出 資 金	511	資 本 剰 余 金	771,299
長 期 貸 付 金	24,000	資 本 準 備 金	765,299
破 産 更 生 債 権 等	385	そ の 他 資 本 剰 余 金	6,000
長 期 前 払 費 用	22,669	利 益 剰 余 金	1,170,272
敷 金 及 び 保 証 金	904,839	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,170,272
繰 延 税 金 資 産	37,739	繰 越 利 益 剰 余 金	1,170,272
そ の 他	407,429	自 己 株 式	△109
貸 倒 引 当 金	△1,161	純 資 産 合 計	2,726,761
資 産 合 計	9,484,642	負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,484,642

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(自 2021年 3 月 1 日)
(至 2022年 2 月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		10,099,035
売上原価		8,527,449
売上総利益		1,571,585
販売費及び一般管理費		842,231
営業利益		729,353
営業外収益		
受取利息	579	
受取配当金	4	
貸倒引当金戻入額	921	
受取地代家賃	2,160	
助成金収入	13,406	
物品の売却益	3,791	
その他の営業外収益	1,527	22,390
営業外費用		
支払利息	44,916	
新株予約権発行費用	825	
和解金	9,818	
その他の営業外費用	8,353	63,914
経常利益		687,830
特別利益		
特定資産売却益	2	2
特別損失		
特定資産除却損失	11,457	
減損損失	615	12,072
税引前当期純利益		675,760
法人税、住民税及び事業税	225,372	
法人税等調整額	△13,600	211,772
当期純利益		463,987

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年 3 月 1 日)
(至 2022年 2 月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計		
2021年 3 月 1 日 残 高	449,606	429,606	6,000	435,606	706,285	706,285	－	1,591,498
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
新 株 の 発 行	335,692	335,692	－	335,692	－	－	－	671,384
当 期 純 利 益	－	－	－	－	463,987	463,987	－	463,987
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	△109	△109
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)								
事業年度中の変動額合計	335,692	335,692	－	335,692	463,987	463,987	△109	1,135,262
2022年 2 月 2 8 日 残 高	785,299	765,299	6,000	771,299	1,170,272	1,170,272	△109	2,726,761

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
2021年 3 月 1 日 残 高	3,792	1,595,290
事 業 年 度 中 の 変 動 額		
新 株 の 発 行	－	671,384
当 期 純 利 益	－	463,987
自 己 株 式 の 取 得	－	△109
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△3,792	△3,792
事業年度中の変動額合計	△3,792	1,131,470
2022年 2 月 2 8 日 残 高	－	2,726,761

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

独立監査人の監査報告書

2022年4月14日

株式会社関通
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柳	承	煥	Ⓔ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒	井	巖	Ⓔ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	則	岡	智	裕	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社関通の2021年3月1日から2022年2月28日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月14日

株式会社関通 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員	北	田	恭	平	㊞
監 査 等 委 員	池	本	克	之	㊞
監 査 等 委 員	草	深	多	計	志 ㊞
監 査 等 委 員	田	端		晃	㊞

(注) 常勤監査等委員 北田恭平、監査等委員 池本克之、監査等委員 草深多計志、及び監査等委員 田端晃は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、これまで長期的な視野に立った事業展開の中で、持続的な成長のための設備投資等を積極的に行い、事業規模の拡大を推進し、企業価値の一層の向上に努めてまいりました。これらの結果、当事業年度において過去最高の利益を計上しました。当社は、今後も事業拡大のための設備投資等を積極的に行う方針ですが、安定した利益計上の基盤の整備が進んだことを踏まえ、設備投資等のための内部留保等を総合的に勘案し、当期の期末配当（初配）につぎましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金10円
なお、この場合の配当総額は、102,623,070円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年5月30日

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、今後の事業内容の多様性に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 当社は、2022年1月1日をもって、本社機能を大阪府東大阪市から兵庫県尼崎市に移転しておりますが、実際の本社機能の所在地に合わせて、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条 <条文省略> (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)~(30) <条文省略> <新設> <u>(31)</u> <条文省略> (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を<u>大阪府東大阪市</u>に置く。	第1条 <現行どおり> (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)~(30) <現行どおり> <u>(31) 労働者派遣事業</u> <u>(32)</u> <現行どおり> (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を<u>兵庫県尼崎市</u>に置く。

現行定款	変更案
第4条～第14条 <条文省略> (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 <新設> 第16条～第42条 <条文省略> 附則 1～2 <条文省略> <新設>	第4条～第14条 <現行どおり> <削除> (電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 第16条～第42条 <現行どおり> 附則 1～2 <現行どおり> (電子提供措置等に関する経過措置) 3 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 4 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。 5 本附則第3項ないし第5項は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会並びに指名報酬諮問委員会は、取締役会の監督機能のあり方、取締役候補者の業務執行の機能及び実績等を踏まえ検討を行いました。その結果、すべての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	たつ しろ ひさ ひろ 達 城 久 裕 (1960年5月12日生)	1983年7月 軽サービス（運送業）を創業 1986年4月 有限会社軽サービス設立（現 当社） 代表取締役 1996年3月 同社 組織変更 関西商業流通株式会社（現 当社） 代表取締役社長（現任）	1,206,120株
	(候補者とした理由) 達城久裕氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有し、代表者として創業から当社の事業拡大に貢献し、現在においても当社の成長を牽引しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。		
2	あさ くら とも ひと 朝 倉 寛 士 (1973年5月5日生)	1998年10月 当社 入社 2004年5月 当社 取締役 物流事業担当 2005年12月 当社 常務取締役 物流事業担当 2006年3月 当社 常務取締役 物流事業部長 2017年3月 当社 常務取締役 物流事業統括担当 2020年5月 当社 専務取締役 物流事業統括担当（現任）	91,950株
	(候補者とした理由) 朝倉寛士氏は、物流事業に関する豊富な経験と高い見識を有し、当社の物流サービスの充実及び品質の維持・向上等に貢献し、現在においても拡大を続ける物流センターの品質の維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	まつ おか せい ごう 松 岡 正 剛 (1977年11月28日生)	2004年 8 月 当社 入社 2011年 3 月 当社 取締役 営業部長 2012年 3 月 当社 常務取締役 営業本部長 2019年 3 月 当社 常務取締役 営業本部、物流企画本 部、教育事業本部担当 2019年10月 当社 常務取締役 営業本部、教育事業本部 担当 2020年 5 月 当社 専務取締役 営業本部、教育事業本部 担当 (現任)	88,950株
		(候補者とした理由) 松岡正剛氏は、営業部門に関する豊富な経験と高い見識から、当社のお客様の新規獲得、及び新しいサービスの拡充に貢献し、現在においてもWEBマーケティングの技術を駆使したお客様獲得の仕組みの維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。	
4	たつ しろ よし たく 達 城 利 卓 (1982年 2 月23日生)	2004年 3 月 当社 入社 2010年 9 月 当社 第二物流センター 部長 2011年 3 月 当社 取締役 2013年 4 月 当社 取締役 主管センター 部長 2014年 4 月 当社 取締役 物流事業本部長 2016年 9 月 当社 取締役 I P O準備室長 兼 情報シス テム部長 2017年 3 月 当社 取締役 管理本部長 2017年 9 月 当社 取締役 経営企画本部長 2019年 3 月 物流ロジック協同組合 代表理事 2020年 3 月 当社 取締役 物流企画本部、経営企画本部 担当 2020年 5 月 当社 常務取締役 経営企画本部担当 2020年 9 月 当社 常務取締役 経営企画本部、システム 開発本部担当 2021年 2 月 当社 常務取締役 経営企画本部担当 (現 任) 2022年 3 月 株式会社関通ビジネスサービス 代表取締 役 (現任)	151,530株
		(候補者とした理由) 達城利卓氏は、物流事業、情報システム及び経営企画に関する豊富な経験と見識を有し、当社の経営戦略の立案及び実行に貢献し、現在においても物流現場における物流の自動化装置の導入等による効率化に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	かた やま ただ し 片 山 忠 司 (1970年7月9日生)	1993年 4 月 三井生命保険相互会社（現 大樹生命保険株式会社） 入社 1996年 6 月 日本テレホン株式会社 入社 2005年 6 月 同社 経営企画部 担当部長 2005年12月 エレコム株式会社 入社 2007年 2 月 同社 業務統括部総務課長 2013年12月 昭栄薬品株式会社 入社 2014年 4 月 同社 総務部長 2017年 3 月 当社 入社 2017年 9 月 当社 管理本部長 兼 総務部長 2017年10月 当社 取締役 管理本部長 2020年 5 月 当社 常務取締役 管理本部担当（現任） 2022年 3 月 株式会社関通ビジネスサービス 監査役（現任）	12,900株
（候補者とした理由） 片山忠司氏は、管理部門に関する豊富な経験と見識を有し、当社の内部管理体制及び内部統制の構築に貢献し、現在においてもコーポレート・ガバナンスの維持・向上に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者としました。			
6	ふる かわ ゆう き 古 川 雄 貴 (1981年7月14日生)	2003年 8 月 鴻池運輸株式会社 入社 2004年10月 関西オールトランス株式会社 （現 住商グローバル・ロジスティクス株式会社） 入社 2017年 9 月 当社 入社 当社 首都圏物流事業本部長 2018年 5 月 当社 取締役 首都圏物流事業本部長 2020年 3 月 当社 取締役 東京物流事業本部長 2020年 5 月 当社 常務取締役 東京物流事業本部担当 2021年 2 月 当社 常務取締役 東京物流事業本部、情報システム本部担当（現任）	8,400株
（候補者とした理由） 古川雄貴氏は、物流事業及び情報システムに関する豊富な経験と見識を有し、主に首都圏における物流サービスの拡充に貢献し、現在においても、首都圏の物流サービスの拡充だけでなく、物流関連システムの構築、当社事業の拡大に貢献しております。引続き、その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者としました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
7 ※	かわ い あき ひろ 河 井 章 宏 (1987年10月25日生)	2010年 4 月 当社 入社 2016年 4 月 当社 物流事業本部 第二物流部長 2019年 3 月 当社 楽天物流事業本部長 2020年 5 月 当社 関西物流事業本部長 (現任)	2,400株
	(候補者とした理由) 河井章宏氏は、物流事業に関する豊富な経験と高い見識を有し、当社の物流サービスの充実及び品質の維持・向上等に貢献し、現在は関西物流事業本部長として、主に関西圏の物流センターの品質の維持・向上に貢献しております。その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと判断し、取締役候補者となりました。		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約を継続し、更新する予定であります。当該保険契約の概要は「事業報告 2. 会社の状況 (3)会社役員の状況 ⑫役員等賠償責任保険契約の概要」の項に記載のとおりであります。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員は現在4名体制であります。より一層の監査体制の強化・充実を図るために1名の増員をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の指名報酬諮問委員会は、取締役会及び監査等委員会の監督機能のあり方、監査等委員である取締役候補者の監査監督機能及び実績等を踏まえ検討を行いました。その結果、候補者について適任であると判断しております。また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
※ 寺 田 賢 志 (1979年6月13日生)	2004年3月 株式会社エスエスアイ 入社 2007年4月 当社 入社 2014年6月 当社 受注管理部 部長 2016年7月 当社 新規事業部 部長 2018年6月 当社 管理本部 経理部長 2021年3月 当社 内部監査室長（現任）	2,700株
(候補者とした理由及び期待される役割の概要) 寺田賢志氏は、当社に入社後、物流センター、営業部、受注管理部、新規事業部、管理本部の勤務をとおして、当社における多様な業務の知見を有し、これらの経験を活かして、2021年3月から内部監査室長として内部監査の実施、財務報告に係る内部統制の運用上の有効性評価等の監査業務に従事し、また当社によるコーポレートガバナンス・コード対応推進の助言役を担い、当社のコーポレート・ガバナンスの維持・向上に貢献してきました。その経験と見識を当社の経営に活かすことが、当社のさらなる企業価値の向上につながるものと期待し、監査等委員である取締役候補者となりました。		

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約を継続し、更新する予定であります。当該保険契約の概要は「事業報告 2. 会社の状況 (3)会社役員の状況 ⑫役員等賠償責任保険契約の概要」の項に記載のとおりであります。候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。

以 上

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集ご通知に記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合、取締役会及び監査等委員会の構成、並びに各人の主な専門性と経験は、次のとおりとなります。

区分	氏名		企業経営	業界経験・オペレーション	DX・物流自動化	マーケティング・営業	人材教育
取締役会	達城 久裕		○	○	○	○	○
	朝倉 寛士		○	○	○		○
	松岡 正剛		○	○	○	○	○
	達城 利卓			○	○		○
	片山 忠司						
	古川 雄貴			○	○		
	河井 章宏			○			○
監査等委員会	北田 恭平	社外					
	草深 多計志	社外	○			○	○
	田端 晃	社外					
	池本 克之	社外	○			○	○
	寺田 賢志			○			

区分	氏名		財務・会計	法務	リスクマネジメント	コーポレート・ガバナンス	社会貢献
取締役会	達城 久裕				○	○	○
	朝倉 寛士				○		
	松岡 正剛						
	達城 利卓				○	○	
	片山 忠司		○	○		○	○
	古川 雄貴				○		
	河井 章宏						
監査等委員会	北田 恭平	社外	○		○		
	草深 多計志	社外					
	田端 晃	社外		○	○	○	
	池本 克之	社外					○
	寺田 賢志				○	○	○

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

兵庫県尼崎市西向島町111番地の4

当社関西本社 5階大ホール

※ご来場の際には、公共の交通機関をご利用ください。



交通 阪神電車 出屋敷駅 東改札口より 徒歩約7分